

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 (株)佐伯コミュニケーションズ (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

# 大分県報

令和四年  
三月三十一日  
号外 (二六)

(木曜日)

## 目次

### 監査公表

包括外部監査人による監査結果の公表……………一

## ○監査公表

### 監査委員公表第689号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人川野嘉久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月31日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

令和四年三月三十一日

大分県報号外（監査公表）

一

令和3年度

# 包括外部監査結果報告書

ICT関連施策に関する事務の執行及び  
事業の管理について

令和4年3月

大分県包括外部監査人

公認会計士 川野 嘉久



## 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間	1
4	監査対象部局	1
5	監査実施期間	1
6	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
7	外部監査の方法	2
8	監査従事者の資格及び氏名	3
9	利害関係	3
	【本報告書における記載内容の注意事項】	3
第2	監査の対象の概要	5
1	大分県のICT関連施策の状況	5
(1)	概要	5
(2)	おおいた革新的技術・データ活用推進計画	5
(3)	産業活性創造戦略2020	5
(4)	ICT活用教育推進プラン2020	6
2	大分県の「DX推進」に向けた取組の状況	7
(1)	概要	7
(2)	大分県DX推進戦略	7
3	監査の対象	8
第3	包括外部監査の結果	11
1	モバイルワーク推進事業（総務部）	11
2	介護労働環境改善事業（福祉保健部）	19
3	保育環境向上支援事業（福祉保健部）	23
4	障がい者福祉施設整備事業（福祉保健部）	29
5	私立学校ICT活用授業推進事業（生活環境部）	33
6	ものづくり中小企業IoT化推進事業（商工観光労働部）	41
7	IT人材確保支援事業（商工観光労働部）	45
8	中小企業等テレワーク導入推進事業（商工観光労働部）	51
9	スマート農業普及拡大事業（農林水産部）	57
10	高生産性水田農業強化対策事業（農林水産部）	63

1 1	林業事業体強化推進事業（農林水産部）	71
1 2	建設産業女性活躍推進事業（土木建築部）	77
1 3	ネット安全教育推進事業（教育庁）	81
1 4	県立学校情報セキュリティ対策高度化事業（教育庁）	87
1 5	県立学校 I C T活用授業推進事業（教育庁）	91
1 6	県立学校等学習環境緊急整備事業（教育庁）	99
1 7	産業教育設備緊急整備事業（教育庁）	103
1 8	不登校児童生徒教育支援事業（教育庁）	107
1 9	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業（教育庁）	113
2 0	特別支援学校 I C T活用充実事業（教育庁）	119
2 1	学びの接続推進事業（教育庁）	129
2 2	大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業（教育庁）	133
2 3	未来を拓く学校づくり事業（教育庁）	137
第 4	監査後記	141
第 5	参考資料	149

## 第 1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

「ICT 関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について」

### 3 監査対象期間

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）

※ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

### 4 監査対象部局

総務部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部  
教育庁

### 5 監査実施期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### 6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

大分県においては、「大分県長期総合計画」及び「大分県行財政改革推進計画」の他、革新的技術やデータをあらゆる分野で積極的に活用する「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」、先端技術等の活用による産業振興を推進する「産業活性創造戦略 2020」、高度情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成を目的とした「ICT 活用教育推進プラン 2020」の策定等、あらゆる視点から ICT の積極的な活用を推進している。

上記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で ICT 化が急速に進み、大分県においても先端技術等をあらゆる分野で積極的に活用し、人口減少や産業構

造の変化によって生じる様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出等、これからの時代の県民生活を支える基盤づくりを行うことはこれまで以上に重要である。

この観点から、現在、大分県で行われている I C T 関連施策の実施状況や現場での活用状況、特に、これまで蓄積してきたデータやデジタル技術を活用し、県民ニーズに合ったサービスの提供や、県民の幸福度の向上につなげているかを検証することは、大分県にとって有用であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

## 7 外部監査の方法

先端技術の活用や I T 人材確保等の I C T 関連事業を選定し、事業の有用性や経済性・効率性及び現場の管理・活用状況等を監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

### ① 事業の有用性

- ・ 事業の目的は、県が策定した計画や戦略等に沿って明確に設定されているか。
- ・ 計画に基づき設定した目標・成果指標の達成について、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。
- ・ 事業の内容は、I C T に関する国の動き等を踏まえ、適宜見直しを図っているか。等

### ② 事業の経済性・効率性

- ・ 事業執行にかかる経費の積算は、適正になされているか。
- ・ P D C A サイクルに基づき、実施事業の必要性検証等が適宜行われているか。
- ・ 事業において整備された機器等は、各現場で効果的に活用されているか。等

### ③ 事業の合規性

- ・ 執行事業の財務事務が、法令等に基づき適切に行われているか。 等

## 8 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川 野 嘉 久
補助者	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補助者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補助者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補助者	公認会計士	近 藤 茂 之
補助者	—	谷 畑 香 奈 子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

### 【本報告書における記載内容の注意事項】

#### 1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

#### 2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。



### 3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査で参考にした大分県における契約事務の規則・マニュアル類は、以下の通りである。

- ① 大分県契約事務規則
- ② 大分県補助金等交付規則
- ③ 大分県補助金交付要綱
- ④ 補助事業の適正な執行について（通知）
- ⑤ 補助事業に係る交付決定の手続等について（通知）
- ⑥ コンペ方式（企画提案方式）・プロポーザル方式提案競技のてびき

### 4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### 5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

## 第2 監査の対象の概要

### 1 大分県のICT関連施策の状況

#### (1) 概要

大分県では革新的技術やデータをあらゆる分野で積極的に活用する「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」、先端技術等の活用による産業振興を推進する「産業活性創造戦略2020」、高度情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成を目的とした「ICT活用教育推進プラン2020」の策定等、あらゆる観点からICTの積極的な活用を推進している。

#### (2) おおいた革新的技術・データ活用推進計画

おおいた革新的技術・データ活用推進計画は、革新的技術やデータを民間、行政を問わずあらゆる分野で積極的に活用し、人口減少や産業構造の変化によって生じる様々な地域課題の解決や新たな産業活力の創出、さらには行政事務の効率化と行政サービスの充実を図ることにより、これからの時代の県民生活を支える基盤づくりと安全・安心かつ豊かな暮らしの実現に資することを目的とする。

民間分野においては、ITやIoT等の革新的技術を活用したプロジェクトの創出に向けた取組、ドローン産業の振興に向けた取組、スマート農林水産業の実現に向けた取組、i-Constructionの取組、中小企業・小規模事業者等の情報リテラシーの向上とIT化の推進、IT人材の確保・育成、IT企業の誘致に取り組むこととしている。

一方、行政分野においては、行政手続のオンライン化の推進、国や地方公共団体、事業者が保有するデータを誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるような公開する取組であるオープンデータの推進、マイナンバー制度の県民への積極的な周知活動、マイナンバーカードの普及・活用の推進、地域における情報通信格差、いわゆるデジタルデバイドを是正するための取組、ICTを活用した業務効率化の取組、情報セキュリティ対策の取組を行っている。

#### (3) 産業活性創造戦略2020

産業活性創造戦略2020は、大分県が地方創生に向けて進める「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」「人を大事にし、人を育てる」ための柱となるものである。

IoTやAI、ロボット、5Gやビッグデータ、衛星データ等、世の中の有り様まで変えようとしている「先端技術」への挑戦を推進するため、大分

県では平成 29 年度より、大分県版第 4 次産業革命の普及による第 4 次産業革命“O I T A 4. 0”に取り組んできた。この取組をさらに進めるため、令和元年度に産学官で構成する「先端技術挑戦協議会」を設置し、情報の集約・発信を行っている。

先端技術への挑戦にあたっては、「新たな産業の創出」、「地域・産業の課題解決」、「挑戦に向けた土台づくり」の 3 つの方向で取組を加速させる。

課題解決のために、「先端技術挑戦プロジェクト推進事業」、「ドローン産業振興事業」、「姫島 I T アイランド構想推進事業」、「アバター戦略推進事業」、「次世代モビリティサービス導入推進事業」、「I S T S プロジェクト推進事業」に取り組んでいる。

#### (4) I C T 活用教育推進プラン 2020

I C T 活用教育推進プラン 2020 は、「超スマート社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」を目的として、「子どもたちの情報活用能力の向上」、「I C T 活用指導力の向上」、「教育の情報基盤の整備」そして「教育の情報化に向けた体制整備」という 4 つの基本方針を掲げて策定し、大分県長期教育計画の教育情報化に関わる部分を具体的に示し、推進するものである。

大分県長期教育計画では、令和 6 年度までに子どもたちに I C T 活用を指導できる教員の割合を 100%にする目標、さらに、児童生徒 1 人にタブレット端末 1 台を配備するという目標を掲げている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国が進める G I G A スクール構想に基づく I C T 活用教育推進プランの加速による児童生徒 1 人 1 台端末の令和 2 年度までの整備や学校休業時における児童生徒に学びを保障するためのオンライン学習ができる体制の整備など、早急な対応が必要になっている。

これに対応して大分県では、令和 3 年 9 月時点で児童生徒 1 人にタブレット端末 1 台を配備するという目標は達成し、学校現場での I C T を活用した授業を進めるという環境を整えている。

また、デジタル教科書については、約半数の小中学校に 1 教科ずつ試験的に導入し、国のガイドラインに基づいて動画や音声等を活用して指導の効果を上げるとともに、習熟の度合いに応じた学習を行っている。

さらに、教員の I C T 活用指導力を向上させるために県立学校では I C T 支援員を 2 名配置し、教員に対してオンライン研修や機器の操作支援を行うとともに、各学校を 1 年に 1 回は訪問し、授業用アプリケーションの活用研修等を行っている。

## 2 大分県の「DX推進」に向けた取組の状況

### (1) 概要

大分県では、今年度、大分県DX推進本部会議設置要綱に基づき、「大分県DX推進本部会議」を立ち上げ、外部環境の変化に対応しながら、大分県が県民中心の県政、持続的発展が可能な地域社会の実現を図るため、県民（ユーザー）視点でビジョンを描き、データとデジタル技術を活用して、行政サービスや施策、組織文化・風土を変革していくDX（デジタルトランスフォーメーション）を、全庁を挙げて組織的かつ横断的に推進している。

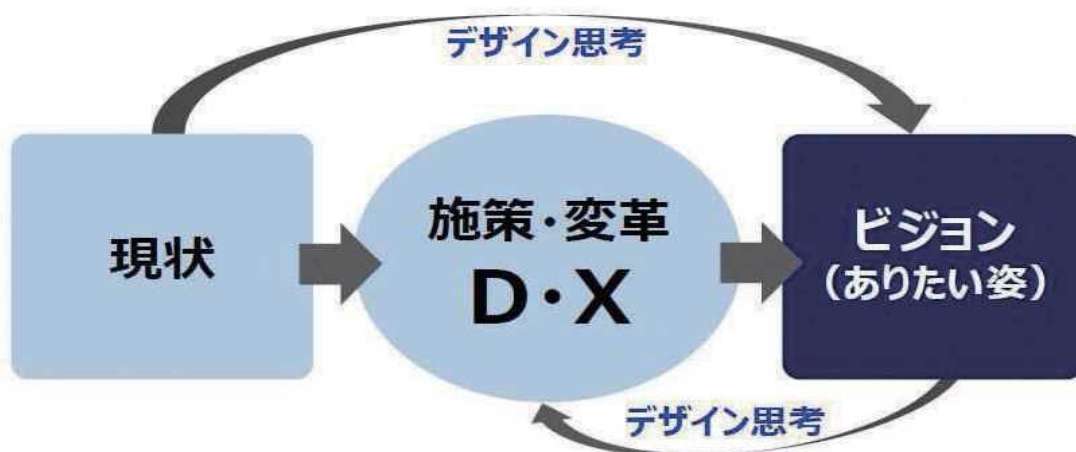
また、現在、ありたい姿に向けて県民中心のDXを進め、県として取り組む施策や事業の変革プランを示すため、「大分県DX推進戦略」を作成している。

### (2) 大分県DX推進戦略（令和3年度策定予定）

本戦略では、県民生活や県内産業、行政など、あらゆる分野でDXを推進していくための具体的な方針を定めており、暮らしや産業、行政など、各分野における将来（3年後）のビジョン（ありたい姿）を描いている。県としては、この「ありたい姿」の実現に向けて、あらゆる分野の全ての施策についてDXの視点で取り組むこととしており、「DXでもっと笑顔あふれる未来を創る」をビジョンに掲げ、「すべての施策でDXを当たり前」を目標として設定している。具体的なDXの進め方は以下のとおりであり、ビジョン（ありたい姿）を描き、デザイン思考やICT等のデジタル技術を用い、変革していくものである。

### DXの進め方

- デジタルはあくまで解決策のツール
- 変革（X：Transformation）ですら目的ではない。
- **ビジョン（ありたい姿）が重要**



### 3 監査の対象

本監査では、先述の大分県のICT関連の施策について、それらの施策が最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的に実施されているか（有用性）、実際に県民のニーズに沿ったものになっているか（効率性）、特に教育現場においては、効率的に電子端末等を活用することができるかを主眼に、下記の監査対象事業を選定した。

その中でも特に、国のGIGAスクール構想の加速によって生じていると懸念される教育の現場での混乱を拾い上げ、「今後の方向性」を示すことを念頭に、教育におけるICT関連施策に重点を置いて、監査対象を抽出している。

#### <監査対象事業>

No	部 局	課 室	事 業 名
1	総 務 部	電子自治体推進室	モバイルワーク推進事業
2	福 祉 保 健 部	高 齢 者 福 祉 課	介護労働環境改善事業
3		こ ども 未 来 課	保育環境向上支援事業
4		障 害 福 祉 課	障がい者福祉施設整備事業
5	生 活 環 境 部	私学振興・青少年課	私立学校ICT活用授業推進事業
6	商 工 観 光 労 働 部	工 業 振 興 課	ものづくり中小企業IoT化推進事業
7		D X 推 進 課	IT人材確保支援事業
8		雇 用 労 働 政 策 課	中小企業等テレワーク導入推進事業
9	農 林 水 産 部	地 域 農 業 振 興 課	スマート農業普及拡大事業
10		水田畑地化・集落営農課	高生産性水田農業強化対策事業
11		林 務 管 理 課	林業事業体強化推進事業
12	土 木 建 築 部	土 木 建 築 企 画 課	建設産業女性活躍推進事業
13	教 育 庁	教育デジタル改革室	ネット安全教育推進事業
14			県立学校情報セキュリティ対策高度化事業
15			県立学校ICT活用授業推進事業
16		教 育 財 務 課	県立学校等学習環境緊急整備事業
17			産業教育設備緊急整備事業
18		学 校 安 全 ・ 安 心 支 援 課	不登校児童生徒教育支援事業
19		義 務 教 育 課	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業

No	部 局	課 室	事 業 名
20	教 育 庁	特 別 支 援 教 育 課	特別支援学校 I C T活用充実事業
21		高 校 教 育 課	学びの接続推進事業
22			大分の農林水産業を牽引する担い 手育成推進事業
23			未来を拓く学校づくり事業

さらに、I C T機器の実際の活用状況等を把握するため、下記の施設へ往査を実施した。

#### <往査対象施設>

往 査 対 象 施 設	視 察 内 容 事 業	日 程
防 災 対 策 企 画 課	モバイルワーク推進事業	令和3年10月4日
情 報 科 学 高 校	県立学校 I C T活用授業推進事業、県立学校等学習環境緊急整備事業、未来を拓く学校づくり事業	令和3年10月6日
中 津 児 童 相 談 所	モバイルワーク推進事業	令和3年10月7日
別 府 支 援 学 校 石 垣 原 校	特別支援学校 I C T活用充実事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年10月11日
竹 田 土 木 事 務 所	モバイルワーク推進事業	令和3年10月14日
岩 田 中 学 校 ・ 岩 田 高 校	私立学校 I C T活用授業推進事業	令和3年10月18日
豊 府 中 学 校 ・ 豊 府 高 校	県立学校 I C T活用授業推進事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年10月19日
玖 珠 町 (くす星翔中学校)	新時代の学びを支える先端技術活用支援事業	令和3年11月2日
南 石 垣 支 援 学 校	特別支援学校 I C T活用充実事業、県立学校等学習環境緊急整備事業	令和3年12月24日



### 第3 包括外部監査の結果

#### 【総務部】

NO	事業名	課・室
1	モバイルワーク推進事業	電子自治体推進室

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

現状・課題	<p>現場主義、県民中心の県政を推進する中で、多様化・高度化する県民ニーズに、より迅速に対応することが求められている。</p> <p>【庁内アンケート調査より】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で県民や企業から相談を受けた時にその場ですぐに関係資料を見せることができない。</li> <li>・庁外と庁内間で写真やデータをリアルタイムに情報共有し、コミュニケーションを図ることができない。</li> </ul>
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が庁外現場からでも庁内のデータ等を利用できる環境を整えたタブレット端末及びセキュリティ対策を施した通信環境・基盤の整備</li> <li>・タブレット端末の利用拡大を図り、業務の効率化及び県民サービスの向上を目指す。</li> </ul>

##### (2) 事業の内容

事業の内容
<p><b>1. タブレット端末・通信環境の整備（検証分）</b></p> <p>セキュリティを確保した上で、庁外から庁内システム等にアクセスできる環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① タブレット端末及び閉域網通信回線</li> <li>② LGWAN接続系仮想デスクトップ基盤</li> </ul> <p><b>2. e-オフィスのスマートフォン利用環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① e-オフィススマホ利用環境の整備</li> <li>② e-オフィススマホ利用機能拡張（運用保守）</li> </ul> <p><b>3. タブレット端末等一式（本格導入分）</b></p> <p>(1) 対象所属</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事部局</li> <li>（２） 導入台数</li> <li>・ 450 台</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;利用状況 所属数（利用希望者数）：108 所属（約 1,500 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（３） 利用シーン</li> <li>・ インターネットを利用したクラウドシステムの活用</li> <li>・ 庁内外での画像共有</li> <li>・ 庁外から自席 P C（O K パソコン）へのアクセス</li> </ul>
---

## 2. 事業実施期間

- ・ 検証期間：平成 29 年 11 月 1 日～令和 3 年 1 月 9 日
- ・ 本格導入：令和元年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現場対応した職員の利用満足度【%】	目 標	—	90	90
	実 績	—	90	90
	達成率	—	100.0%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
スマートフォン及び P C 端末登録数【ライセンス】	目 標	—	1,200	2,400
	実 績	—	2,154	2,772
	達成率	—	179.5%	115.5%
タブレット端末稼働数【台】	目 標	—	550	550
	実 績	—	550	550
	達成率	—	100.0%	100.0%

## 4. 概要の補足説明

### 効果検証 (H29.11.1~)

- 導入台数：100台
- 導入経費：1台/月 16,519円（総額 99,114千円）  
（※設計時 21,957円/台）
- 検証期間：H29.11.01~H31.9末
- 利用所属数：21所属（H29年度実績）
- セキュリティ対策：仮想デスクトップ方式、パスワード認証
- 主な機能：インターネットの閲覧、庁内業務システムへのアクセス等

### 現状と課題

**タブレット端末、通信環境・基盤の整備**

**【現状】**

- ・現場主義、県民中心の県政を推進する中で、多様化・高度化する県民ニーズに、より迅速に対応することが求められている。
- ・【庁内アンケート調査より】
- ・現場で県民や企業から相談を受けた時にその場ですぐに関係資料を見ることができない。
- ・庁外と庁内間で写真やデータをリアルタイムに情報共有し、コミュニケーションを図ることができない。

### 事業実施体制

**(1) 体制**

- ◇関係各課（行政企画課、人事課、各部局主管課、電子自治体推進室）で構成された業務高度化作業部会を引き続き設置。
- ◇タブレット端末の活用やセキュリティ確保のためのルール作りを行うとともに、配備先の決定、見直し等を実施し、より有効活用が図られる体制を整備。（R3.9月に端末の配置見直しを予定）

**(2) 導入効果等の検証**

- ◇年度毎に配備先から導入効果（活用事例）を報告してもらい、活用事例の共有を行うことで、効果的・効率的に事業を実施する。

### 本格導入 (R1.12.1~)

- 導入台数：450台の増台
- 導入経費：1台/月 14,666円（総額 396,000千円）
- 導入時期：R1.12.01（モバイルワーク550台体制に）
- 利用所属数（人数）：108所属（約2,100人）（R3.6時点）
- セキュリティ対策：リモートデスクトップ方式、生体認証
- 主な機能：処理の高速化、インターネットの閲覧、庁内業務システムへのアクセス等

**(1) タブレット端末の整備**

- ◇現場対応力の強化に繋がるよう、実際に現場で活動する職員の意見を聞きながら、職員が庁外で使用する軽薄で持ち運びに適し、かつ、通信を可能とするタブレット端末を整備


**(2) 通信環境の整備**

- ◇端末を用いて、職員が現場から安全に庁内のデータにアクセスできるよう、セキュリティ対策を施した通信環境の整備を行う。
- ◇端末にはデータが残らない方式を採用。
- ◇専用の隠滅網での通信を行い、不正アクセスを防止。
- ◇限られた端末で限られたシステムにのみアクセス可能とする。
- ◇端末紛失時でも、管理者側で端末を遠隔ロックする。

**(3) 仮想デスクトップ基盤（モバイルワーク用）の整備**

- ◇庁外から庁内へのアクセスに対しセキュリティ対策を施した通信基盤の整備を行う。 ※人事課のテレワーク基盤を共同利用

### 災害時等の利用も



【森林保全課】

- 災害発生直所の位置情報取得
- 口頭よりも正確な情報共有
- リエゾン派遣時の情報収集
- 被害状況の集計

### 課題

**【課題】**

- ・e-オフィスシステムのメールやスケジュールを庁外から確認できない。
- ・災害発生時の情報交換・情報共有ができない。

**【庁内アンケート調査より】**

- ・出張先でe-オフィスのスケジュールを確認したい。
- ・出張先の上司に緊急で確認してもらいたい資料を送る方法がない。
- ・災害発生現場で、県庁との情報交換がスムーズにできない。

これらの現状・課題を解消するため、以下の2点の対応策を実施済

### 1. スマートフォンからのe-オフィスシステム利用

**(1) システム利用環境の整備**

- ◇職員個人が所有しているスマートフォンからのアクセスのセキュリティを担保するため、専用のセキュアブラウザを導入する。

**(2) 通信環境の整備**

- ◇端末を用いて、職員が現場から安全に庁内のデータにアクセスできるよう、セキュリティ対策を施した通信環境の整備を行う。
- ◇端末にはデータが残らないセキュアブラウザを採用。
- ◇電子証明書の発行・管理・配布を行う認証機器を利用。
- ◇端末紛失時でも、管理者側で利用権限を削除することが可能。

### 2. 庁内の事業実施体制の整備

**(1) 体制**

- ◇電子自治体推進室にて端末の管理、電子証明書の発行・配布を行う。
- ◇利用希望者は所有するスマートフォンにセキュアブラウザをインストールすると共に、同室へ申請を行う。

**(2) 導入効果等の検証**

- ◇4半期毎に利用者数の把握を行う。
- ◇利用者からの意見集約し、業務短縮・業務効率に務める。

### 期待される効果

**業務効率化、災害対策の向上**

- 出張先ですぐに情報を取得でき、情報共有が容易になる
- 単に情報を送るためだけに情報を受け取るために金がかかる必要がなくなる
- 災害発生時であっても、県庁とのやり取りが簡単にできる
- 待ち時間の減少・業務効率化の向上に資する

### 導入当初からの変更点

**(1) 自宅PCからの利用を含む2台目までの利用を許可**

- ◇H29年12月より利用できる端末数を2台まで増やし、自宅PCからの利用も許可した。
- ◇出向によりe-オフィスにアクセスできない職員に対し、出向先PCからのアクセスが可能となった。ただし、申請するPCは該当職員のみ利用する場合に限るなど、庁外者からアクセスされないことを前提条件とした。

### 令和3年度の利用状況 (R3.6.30現在)

**(1) e-オフィススマホ利用**

- ◇ライセンス数 4,700人分
- ◇登録デバイス数 2,801台
- うちスマートフォン 2,498台
- うちPC 373台
- ◇登録者数 2,257人（毎日約3割の登録済職員が利用）

**(2) リモートファイル編集システム（拡張機能）R2.12~**

- ◇ライセンス数 300人分
- ◇登録デバイス数 84台
- ◇登録者数 84人（毎日約2割の登録済職員が利用）

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	30,728	70,012	106,796
決算額	28,807	54,235	106,796
一般財源	28,807	54,235	106,796
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使賃料	28,807	54,235	106,796
計	28,807	54,235	106,796

## 6. 監査結果

当該事業は大きく分けて以下の2事業に分かれている。

事業内容	目的	内容
タブレット端末の活用	タブレット端末等を活用し、県民、企業に接する職員の現場対応力を強化することで県民等の満足度を高め、行政サービスの質の向上と迅速な提供を図る。	職員が庁外現場からでも庁内のデータ等を利用できる環境を整えたタブレット端末及びセキュリティ対策を施した通信環境、基盤の整備を行い、タブレット端末の利用拡大を図り、業務の効率化及びサービスの向上を目指す。
e-オフィスのスマホ利用	庁外から職員のスマートフォンでe-オフィス(大分	専用のセキュリティブラウザ(端末上に業務デ

	県のグループウェアの名称) を利用できる環境を整備し、業務効率の向上と災害発生時の対応力向上を図る。	ータを残さないブラウザ) からスマートフォンで e-オフィスを利用できる環境を構築し、庁外からいつでも e-オフィスの機能が利用可能となるようにする。
--	--	---

<b>指摘</b>	<b>1-1</b>	<b>平常時におけるタブレット端末の有効活用について</b>
<b>勸奨事項</b>	平常時の業務ではタブレット端末をあまり使用しない部署において、平常時の有効活用を検討されたい。	

《補足》

今回当該事業の実施状況を把握するにあたり、タブレット端末を配備している複数の地方出先機関や部署等に往査を行った。そのうち、生活環境部防災局防災対策企画課では5台のタブレット端末が配備されていたが、業務の性質上平常時はテレビ会議や訓練等に使用する程度で使用頻度はあまり高くないということであった。

このような部署の場合、平常時の利活用が課題となろう。例えば緊急時にすぐに回収できる体制やルールを整備したうえで、平常時はより使用頻度が高い他の部署への貸し出しを行うことができないか等を検討されたい。

<b>指摘</b>	<b>1-2</b>	<b>e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）の利用促進について</b>
<b>勸奨事項</b>	e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）のスマホ利用の促進を図られたい。また、スマホ利用に限らずタブレット端末においても、あらゆる職員が庁外で問題なく活用できる程度のレベルまで習熟度を高めていただきたい。	

《補足》

県では、e-オフィスのスマホ利用を図るにあたり約4,700人分のライセンスを購入している。これに対し、登録者数は2,257人（平成3年6月30日時点）であり、購入したライセンスの半数弱に留まっている。ライセンスを無駄にしないためには、未登録の職員に対してより一層のスマホ利用を促していく必要がある。

一方で、仮に登録者が増えても実際に職員が業務の中で活用しなければ意味がない。今般のコロナ対応においても、コロナ患者療養先ホテルに派遣された職員の中に、タブレット端末等を初めて業務で使用し操作に戸惑った事例があったと聞いた。このようにスマートフォンやタブレット端末を業務で使用できる環境にあるものの、日常業務では使用したことがない職員が一定数存在するものと思われる。

しかし、コロナ対応のみならず近年は大規模災害も頻発する傾向にあるため、今後も職員が庁外へ派遣されるケースが増加することが予想される。いざとなった時に活用できなければ、最悪の場合それが人命を左右することも考えられる。従って、あらゆる職員が緊急時には庁外でスマートフォンやタブレット端末を使用して業務を遂行できるようになっていることが望ましいと考える。そのために、例えば定期的な操作研修や庁外で使用することを想定した訓練等を継続的に実施していくこと等を検討されたい。

<b>指摘</b>	<b>1-3</b>	<b>タブレット端末の利便性を高める方策について</b>
<b>勸奨事項</b>	タブレット端末を活用するにあたり、地方出先機関等の現場職員（ユーザー）の利便性をさらに向上させる方策がないか検討されたい。	

《補足》

マイナンバー系システムへのアクセス制限

タブレット端末については、平成29年11月に地方出先機関等を中心に100台配備して試験的導入が始まり、令和元年11月からは新たに459台追加し全庁的な本格導入が開始されている。ユーザーである現場職員からは、映像や動画を用いてリアルタイムでの説明、情報発信が可能となった、即時に情報共有が可能となり意思決定が迅速化した、ペーパーレス化に役立った等々、現場対応力の強化や業務の効率化に繋がったとの声が挙がっており、事業としては一定の成果

があったことが窺える。

一方で、今回往査した限りにおいては、現場ユーザーの視点からは、使い勝手をよくするために検討すべき課題もあるように感じられた。例えば、中津児童相談所ではタブレット端末から児童相談システムへのアクセスが制限されているため、一番労力を要するケース記録の入力、保存がタブレット端末から出来ず、根本的な業務の効率化には繋がっていないという話があった。これは、児童相談システムが個人番号を使用するシステム（以下、「マイナンバー系システム」と言う。）であるため、国の方針に従い県としてもタブレット端末からのアクセスを制限しているというセキュリティ上の問題に起因するものである。

一般的に、セキュリティと利便性は相反する関係にある。セキュリティを維持するために一定程度の利便性は犠牲にならざるを得ない面があることも理解しているが、このままの状態であれば現場からのニーズに十分応えられていないのもまた事実である。児童相談所や保健所など、マイナンバー系システムを利用する部署は多忙な部署が多いと聞いた。そのような多忙な部署ほどモバイル機器等を最大限活用し、業務の効率化が図られるべきであると考えます。

国としては、セキュリティ上の観点から、モバイル機器からのマイナンバー系システムへのアクセスは推奨していない。しかし、推奨しないというだけであり法令上の制限があるわけではない。であるならば、県として一定の内部手続（例えば、情報公開・個人情報保護審査会に諮り承認を得る等）を経たうえで、必要な部署に限定してアクセスを認めることはできないだろうか。可能であれば検討していただきたい。

### 資料閲覧用端末の活用推進

今回往査した中津児童相談所、竹田土木事務所等の現場の声として、資料閲覧用としてWi-Fi接続しないオフラインのタブレット端末があれば、紙資料を持ち歩く手間が省け、さらに業務の効率化に繋がるという声があった。

資料閲覧用のオフラインのタブレット端末については、本庁内の一部の部署で試験的に導入しているということであった。しかし、現場の要望が強いことを考慮すれば、速やかに地方出先機関等を含めた全庁的な導入を検討する必要があると考える。もちろん、オフラインとはいえ資料が入っているため、紛失や盗難等に対する対策を施した上での導入を検討されたい。



## 【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
2	介護労働環境改善事業	高齢者福祉課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	団塊の世代が全て75歳以上になる2025年にかけて、介護ニーズの増加が見込まれるなか、身体的・精神的負担が大きいと言われている介護職員の離職防止・職場定着が課題となっている。
事業の目的	介護現場への介護ロボットの普及を促進し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減と職場環境の改善により、介護職員の離職防止・職場定着を図る。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 「介護現場の働き方改革」管理者研修 介護サービス事業所の管理者等にICT（情報通信技術）化など働き方改革を促す研修を実施し、介護現場の生産性向上を図る。</p> <p>2. 介護サービス事業所ICT導入補助 介護サービス事業所の業務効率化となる介護現場の書類作成業務等のICT導入に対し経費の一部を助成する。</p> <p>3. ノーリフティングケア（抱え上げない介護）普及促進事業 ノーリフティングケアを推進し、介護従事者の身体的負担の軽減を図るとともに、利用者の二次障害の防止を図る。</p> <p>(1) ノーリフティングケアマネジメント研修 (2) ノーリフティングケア実地研修 (3) 事務局活動費 (4) ノーリフティングケア用福祉機器導入補助 ノーリフティングケア取組施設に跳ね上げ式車いす、移乗ボード等の福祉機器導入経費の一部を助成する。</p> <p>4. 介護ロボット導入支援事業 介護職員の身体的・精神的負担の軽減等を図るため介護ロボット導入経</p>



費の一部を助成する。

(1) 介護ロボット導入補助

(ノーリフティングケア用移乗介護ロボット以外)

(2) ノーリフティングケア用移乗介護ロボット導入補助

## 2. 事業実施期間

平成 27 年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護ロボット導入事業所の離職率【%】	目 標	11.5	11.3	11.3
	実 績	8.6	7.8	12.1
	達成率	125.2%	131.0%	92.9%
I C T 関連活動指標		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護ロボットの導入台数【台】	目 標	40	60	60
	実 績	40	68	334
	達成率	100.0%	113.3%	556.7%

## 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算	5,962	55,616	55,893
決 算 額	5,876	38,645	89,799
一般財源	0	17,340	7,987
繰 入 金	5,876	21,305	81,812
国 庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2 / 3、県 1 / 3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
報 償 費	0	0	50
旅 費	0	5	0
委 託 料	962	1,443	1,719
補 助 金	4,914	37,197	88,020
需 用 費	0	0	10
計	5,876	38,645	89,799

## 6. 監査結果

指摘	2-1	アウトカム指標について
勸奨事項		当該事業におけるアウトカム指標を離職率低下やICT化事業所の有給休暇取得率向上としている。しかし、当該事業は介護従事者の負担軽減を通じて働きやすい職場環境の整備の支援が目的であり、当該目的に応じた指標とすることが望まれる。

#### 《補足》

アウトカム指標として介護ロボット導入事業所の離職率低下やICT化事業所の有給休暇取得率向上を掲げている。しかしこれらの指標は、介護サービス事業所ICT導入補助、介護ロボット導入支援事業等の当該事業以外の諸要因による影響が大きいと考えられることから、適切な指標であるのか疑問である。実際に令和2年度の離職率は12.1%であり、前年実績及び目標値を下回っている状況である。また、県は事業実績に係る報告書にて導入事業所から使用状況や得られた成果を把握しているが、報告書は補助金申請のための様式であり、介護現場ではない管理部門の方が作成、報告していると推察され、現場の素直な声が届いているとは考えにくい。当該事業の目的が、介護従事者の負担を軽減することで離職防止を図り、働きやすい職場環境の整備を支援することであることから、アウトカム指標としては、現場で介護に携わる人からの負担感や働きやすさに関するアンケートによる評価結果を指標にすべきと考える。加えて、具体的な効果の把握のため、例えば、県の担当者が介護現場を訪問して生の現場を視察する、介護職員との懇談会を開いて現場の生の声を聴き取りするなどの姿勢が望まれる。

<b>指摘</b>	<b>2-2</b>	<b>実績に係る報告書の内容について</b>
<b>勸奨事項</b>	<p>県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、PDCAサイクルが回ることを意識した見直し・改善が望まれる。</p>	

《補足》

介護サービス事業所ICT導入補助及び介護ロボット導入支援事業について、社会福祉法人等から申請のあった導入予定機器に対して補助金交付を実施している。機器導入後の補助金交付先からの事業実績に係る報告書を閲覧すると、情報伝達の効率化や提供サービスの質の向上などの成果が記載されているが、その内容は製品パンフレットに記載されている商品セールスポイントをベースにしているようにも感じた。県は、これらの報告書をどう活かしているのだろうか。補助金申請を受付して交付までの一連の書類が整っていることの確認に留まっていまいだろうか。目的を持って、適切に報告内容を精査し、今後に役立つ報告書を徴求されたい。

<b>指摘</b>	<b>2-3</b>	<b>事業者間における補助金活用の状況について</b>
<b>勸奨事項</b>	<p>補助金活用の対象となる社会福祉法人等における当該補助金制度の利用の状況についての分析・評価を実施して、当該事業が広く社会福祉法人等の利用者にとって利便性向上に資する事業となるよう県独自の施策の立案・実施が望まれる。</p>	

《補足》

介護ロボット事業所ICT導入補助及び介護ロボット導入支援事業の補助金額が、対象先で大きな格差がある。その格差は結果的なものかもしれないが、県による当該補助金事業の社会福祉法人等の対象先への周知内容や方法が適切であるのであろうか。例えば、規模の小さな介護施設等にも適切に当該事業内容が周知されているのであろうか。具体的には、利用者数一人あたりの補助金額を算出し、分析・評価することも実施してほしい。補助率が1/2の定率であれば、高価なICT機器やロボットを導入した法人への補助金額が高くなり、体力のある大きな法人への補助金額が大きくなる仕組みとなる。体力のない小さな法人では、同様な高価なICT機器やロボットを導入したいと考えても、導入を見送るといった判断がなされる恐れがある。介護を担う法人が必要と考えるICT機器や介護ロボットの導入ができるよう、県による適切な関与を求めたい。

**【福祉保健部】**

NO	事業名	課・室
3	保育環境向上支援事業	こども未来課

**1. 事業の概要****(1) 事業の目的**

現状・課題	女性就業率の高まりや幼児教育の無償化に伴い、保育需要が拡大する中、保育人材の確保が求められている。
事業の目的	保育現場の働き方改革の推進等により保育人材の確保と職場定着を図る。

**(2) 事業の内容**

事業の内容
<b>1. 保育現場の働き方改革の支援</b> (1) 働き方改革実践モデル園へのコンサルティング (2) モデル園の実践例の横展開を図る成果報告会等 (3) 働き方改革実践リーダーの養成 (4) 保育施設に対するICT活用の支援
<b>2. 保育士サポート体制の充実</b> (1) 保育補助者雇上強化事業
<b>3. 資格取得と県内就職支援</b> (1) 保育士試験受験に向けた講座受講料の助成 (2) 「保育のしごと就職フェア」開催 (3) 保育士修学資金貸付事業
<b>4. 潜在保育士の再就職支援</b> (1) マッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援と保育士の魅力発信 (2) マッチングシステムの保守 (3) 保育士・保育所支援センターによる就職支援 (4) 潜在保育士の再就職資金貸付事業
<b>5. 保育所等の質の確保・強化支援</b> (1) 認可外保育施設巡回支援事業

- (2) 一時的な保育ニーズ対応強化事業  
 (3) 医療的ケア児保育支援モデル事業

## 2. 事業実施期間

平成30年度～

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育士新規登録者数【人】	目 標	620	620	620
	実 績	598	603	486
	達成率	96.5%	97.3%	78.4%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育現場の働き方改革実践リーダー養成研修の受講者数【人】	目 標	—	20	20
	実 績	—	19	20
	達成率	—	95.0%	100.0%

## 4. 概要の補足説明

I C T 補助金の利用状況

令和元年度：1件（午睡チェックシステムの導入）

令和2年度：5件（登降園システムや保護者との連絡ツール等の導入）

## 5. 予算・決算額

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	28,319	137,777	118,209
決 算 額	66,467	60,388	77,820
一般財源	0	16,817	41,169
繰 入 金	20,126	19,383	0
国 庫	46,341	24,188	36,651

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育対策総合支援事業補助金	1 / 2 等

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
報酬	0	1,914	3,863
共済費	0	0	308
報償費	54	0	0
旅費	497	263	250
その他需用費	0	0	218
役務費	9	0	0
委託料	11,919	24,205	20,947
使賃料	5	95	42
補助金	53,983	33,911	52,192
計	66,467	60,388	77,820

## 6. 監査結果

指摘	3-1	アウトカム指標について
勸奨事項		当該事業におけるアウトカム指標として保育士新規登録者数としている。しかし、当該事業は、ICTの活用など業務効率化による「働き方改革」も推進していることから、「働き方改革」に関する指標も設定することが望まれる。

#### 《補足》

保育現場の働き方改革に関するアンケート調査結果によれば、保育士側からの離職理由は「職場での人間関係」以外では、「長時間労働」が上位にきている。当該事業の目的がICTを活用しての業務効率化等による「働き方改革」の推進を通じての目的であれば、アウトカム指標は保育士新規登録者数に加えて負担軽減を示す指標も必要と考える。そして、少なくとも、補助対象保育所の保育士本人による負担軽減となったかどうかの実感についてのアンケートの実施、あるいは時間外労働時間の把握・評価も必要と考える。

<b>指摘</b>	<b>3-2</b>	<b>補助金の対象経費について</b>
<b>改善事項</b>	当該事業における補助金の対象経費について、制度趣旨に合致していないと考えられるものがある。当該経費については、補助対象とすべきではない。	

《補足》

当該事業において、パソコン本体を購入する園に対し補助金を交付している。パソコン本体は、働き方改革に通じる多くの手段において利用されるツールの一つではある。しかし、機器単体を装備したところで、当該事業の働き方改革を推進することにならない。働き方改革には、パソコン本体をソフトウェア等と組み合わせ活用し、「業務の効率化」を図っていくことが必要なのである。この点でパソコン本体を補助対象とすることは違和感を持たざるを得ないのである。

補助金は、事業者におけるパソコン本体とソフトウェア等をどう組み合わせ働き方改革を進めるといった「明確なビジョン」を持った取組に対して、交付すべきと考えるのである。

そして、大分県保育所等ICT化推進事業実施要領にある補助対象とする事業内容に関する記載では、“…保育士の負担軽減を図るため、業務改善につながる支援システムの導入や改修に必要な費用の補助（システムの導入に必要な端末の購入費用を含む）…”とあり、趣旨を踏まえれば、やはり事業者の働き方改革推進の具体的取組に対しての補助であり、パソコン本体の導入に対する補助金の交付は適切ではないと考える。

<b>指摘</b>	<b>3-3</b>	<b>事業の周知について</b>
<b>勸奨事項</b>	当該事業は、保育士の負担軽減に資する支援システムの導入の他、“改修”についても補助金の対象経費としているが、実績として“改修”に係る補助はなかった。改修を含めたICTの活用方法が検討できるような機会の創出等の工夫が望まれる。	

《補足》

当該事業は、保育所等における保育士の負担軽減を図るための業務改善につながる支援システムの導入に加えて、“改修”に対しても補助対象としている。

しかし、令和元年度及び令和2年度からの実績を見てみると、「導入」案件が全てであり、改修に係る補助案件はなかった。業務改善に係る支援システムは導

入済みであるが、昨今のICT技術の一層の進展等により、システム改修を必要としている保育所等、また、これから必要となる保育所等も多いのではないかと推察する。改修の案件も補助対象であることの一層の周知と、改修に係る具体的な補助対象となる「事例」を他県での先例等を参考に示すことが大切であると考え





## 【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
4	障がい者福祉施設整備事業	障害福祉課

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

現状・課題	障がい児・者が身近な地域で安心して生活を継続できるよう、障がい福祉サービスの提供基盤となる施設の更なる整備・充実が求められている。 また、障がい福祉の現場において、介護業務の負担が大きく、生産性の低下や、障がい福祉サービスを担う人材の確保が困難な状況が生じており、その負担軽減が求められている。
事業の目的	社会福祉法人等が行う施設整備費を助成し、障がい福祉サービスの充実を図る。また、ロボット技術を活用することにより、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を推進する。

#### (2) 事業の内容

事業の内容
<b>1. 施設整備補助</b> 障がい福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し助成する。
<b>2. ロボット等導入支援事業</b> 介護職員の負担軽減を図るため、ロボット等導入経費を助成する。

### 2. 事業実施期間

昭和 43 年度～

### 3. 事業の成果指標等と達成度合い

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい福祉サービス利用 定員【人】	目 標	7,230	7,300	7,370
	実 績	7,230	7,300	7,370
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
I C T 関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

### 4. 概要の補足説明

ロボット等導入支援事業の補助対象機器・・・「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り」、「入浴支援」

### 5. 予算・決算額

#### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算	100,710	0	125,510
決 算 額	129,866	59,913	168,303
一般財源	23,978	0	596
県 債	0	0	41,000
繰 越 金	20,246	19,872	11,167
国 庫	85,642	40,041	115,540

#### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
社会福祉施設整備費補助金	2/3
障がい者自立支援事業費等補助金	10/10

#### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補 助 金	129,866	59,913	168,303
計	129,866	59,913	168,303

## 6. 監査結果

指摘	4-1	徴求した報告書の活用について
勸奨事項		県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、PDCAサイクルが回ることを意識した活用方法の検討が望まれる。

### 《補足》

当該事業におけるロボット等導入支援事業において事業者が導入したマッスルスーツに関して、実績報告書として「障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告」を入手している。当該報告書にはマッスルスーツの課題として「女性には重量が負担になる。装着時に時間がかかる。機器の一部が介護に支障をきたす事がある。」と否定的な評価があった。また、一方では導入効果として「従業員の負担軽減」とあり、ロボット等導入支援事業の目的に合致した肯定的な評価もあった。これらの評価を次年度以降に活かすことはできないであろうか。導入の実績報告書を提出させるが、それを活用しないのでは今後に繋がらないのである。PDCAのサイクルを回して、県が行っている「介護労働環境改善事業」などの関連事業や、関連ロボット導入を検討している事業者に有用なフィードバックを与えられるような活用方法を検討してほしい。

指摘	4-2	補助金の交付時期について
勸奨事項		当該事業に係る補助金交付が遅延した事案があった。適切な時期の補助金交付となるよう工程管理が望まれる。

### 《補足》

令和元年度のロボット等導入支援事業費補助金の交付が令和2年12月以降であり、また確定通知が令和3年4月8日となっており、交付及び確定通知がかなり遅れていた。理由を聴き取りすると、令和2年11月頃に仕入控除税額分の減額による補助金額の変更が必要となることが判明したためであった。この要因には、事業者による実績報告書等の追加書類の提出が遅れたこと、県による補助金額の変更の確認に時間を要したことがある。そして、当該事業が国庫事業のために国が額の確定を行った後でないと県の確定を行うことができず、3月の国の額の確定を受けて4月の県の確定通知となったということである。補助金交

付の大幅な遅延は、事業者の予定している資金繰りにも重大な影響を及ぼす可能性があることから、当初予定の交付時期が大幅に遅延することがないように留意する必要がある。

**【生活環境部】**

NO	事業名	課・室
5	私立学校ICT活用授業推進事業	私学振興・青少年課

**1. 事業の概要**

**(1) 事業の目的**

現状・課題	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国のGIGAスクール構想が前倒しとなったことに伴い、県内私立（小・中・高等）学校のICT環境整備が急務となっている。</p> <p>学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要である。</p>
事業の目的	<p>「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備などICT教育環境整備を加速させ、感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童・生徒の教育機会を確保できるよう私立小・中学校について国庫補助に上乘せ支援する。</p> <p>国の補助対象とならない私立高校についても遠隔学習を可能とするため、県単補助制度により、タブレット型端末の緊急的な整備を支援する。</p>

**(2) 事業の内容**

事業の内容	
1. GIGAスクール構想推進（小・中学校）	（現：2,440千円 繰：1,387千円）
○児童生徒1人1台端末の整備 （私立小・中学校全生徒に対する端末整備を支援） ⇒（補助額）45千円×各校生徒数×1/6 【国庫補助1/2・県補助1/6・学校負担1/3】	
2. 緊急時における家庭でのオンライン学習環境整備	（現：48千円 繰：0千円）
○学校の遠隔学習機能の強化 ・学校が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援 ⇒（補助額）210千円×学校数×1/6 【国庫補助1/2・県補助1/6・学校負担1/3】	

### 3. 高校生が使用するタブレット型端末の整備

(現：7,415 千円 繰：60,019 千円)

○新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、遠隔授業による生徒の学習機会確保を図るため、私立学校のタブレット型端末整備を支援

⇒ (補助額) 45 千円×各校生徒数×2/3

【県単補助 2/3・学校負担 1/3】

## 2. 事業実施期間

令和2年度

## 3. 事業の成果指標等と達成度合い

※補正事業のため設定なし。

成果指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標			
	実績			
	達成率			
ICT関連活動指標		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標			
	実績			
	達成率			

## 4. 概要の補足説明

【補助スキーム】

①国補助事業への県上乗せ補助（事業の内容1、2、3）

--	--	--

国補助（1/2） 県補助（1/6） 学校負担（1/3）

※平成29年度～令和元年度の私立学校ICT教育環境整備事業の補助スキームに合わせ、国1/2に県1/6を上乗せ

②県独自補助（事業の内容4）

--	--

県補助（2/3） 学校負担（1/3）

※私立学校では、

①プリント印刷代・郵送料金や生徒の状況把握の電話料金等、経費が生じたこと

②新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波に備えた迅速な対応が必要なこと

③補助制度が当年度に限るものであること

以上の理由により、今回に限り県単独で2/3補助を実施

## 5. 予算・決算額

### (1) 補正予算額と決算額

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補正予算	—	—	71,887
決算額	—	—	9,903
一般財源	—	—	0
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	9,903

※繰越 61,406

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	1/6、2/3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助金	—	—	9,903
計	—	—	9,903



## 6. 監査結果

<b>指摘</b>	<b>5-1</b>	<b>補助金交付申請に必要な書類であるにもかかわらず不要な書類とした判断について</b>
<b>改善事項</b>	<p>学校法人による補助金交付申請に必要な見積書の添付を大分県私立学校ICT教育環境整備支援事業費補助金交付要綱にある「実施要領に添付した書類の内容と同一の場合は、添付を省略できる」旨を適用し、見積書の添付無しのまま申請を受理した判断は明らかな誤りである。規則等に準拠して、適切に事業を実施されたい。</p>	

### 《補足》

ある学校法人に対する大分県私立学校ICT教育環境整備支援事業費補助金交付決定通知であるが、補助金交付申請書に必要な見積書が添付されていないにもかかわらず、県は申請書を受理し、決定通知を交付した。その理由は、当該補助金交付要綱では、見積書が「実施要領に添付した書類の内容と同一の場合は、添付を省略できる」旨を定めており、補助対象となるICT機器の台数が150台から32台と大きな変更となったが、単価は同一であることから上記の省略できる要件に該当し、不要と判断したものである。なお、その後、県の審査・指導室から「単価が同様であることの確認を、口頭でなく書面で残す方が望ましい」との助言を受けて、変更後の台数に基づく見積書を徴求している。組織の内部統制が有効に機能していることを示した事例ではあるが、台数の変更により補助金額に大幅な増減があるのにも拘わらず、単価が同一であることをもって、同一の見積書であるとした判断は、明らかな誤りであると指摘されても仕方があるまい。

<b>指摘</b>	<b>5-2</b>	<b>ICT技術者の人材確保について</b>
<b>勧奨事項</b>	<p>県は、ICT支援者として相応しいICT関係企業OBなどのICT技術者の人材確保が困難な実態を認識し、補助金交付以外の施策についても検討・実施が望まれる。</p>	

### 《補足》

日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員に係る補助金交付制度がある。ICT支援員の制度は、実態として人材の確保が難しく、広く活用が行われないという面があるのではないか。このような実態があることから、県は、

別途実施している県立高校 I C T活用授業推進事業における I C T教育支援アドバイザーの配置に係る施策で得た知見を当該事業にも展開することによって私立学校における I C T活用授業推進に役立ててほしい。

指摘	5-3	私立高校における1人1台端末の整備率について
勸奨事項		私立高校では、1人1台端末の生徒数に対する整備率は、令和2年度末時点で51%である。100%の県立高校とは大きな格差があり、一層の実効ある施策の検討・実施が望まれる。

《補足》

私立高校のタブレット型端末の整備支援であるが、県立高校と同水準となる「1人に1台端末」を各私立高校に要請している。県立高校では令和2年度末に生徒総数約21千人への端末整備が完了しているが、私立高校では51%であり、県立高校とは大きな格差がある。要因には、令和3年度以降に個人所有端末による整備を予定している私立高校が15校中5校あることも影響している。また、当該5校が個人所有端末により全ての生徒が端末を保有したとしても、生徒数に対する整備率は87%である。県は私立高校全校の1人1台端末を目指すとしているが、コロナ禍において、I C T整備環境格差が従来にも増して、教育機会格差につながると考えられることから、1人1台端末の実現が図られるよう実効ある施策の実施を望みたい。

指摘	5-4	1人1台端末に係る個人所有タブレットの補助について
勸奨事項		経済的負担の軽減の観点から、1人1台端末を個人所有タブレットにて対応している場合には、一定の補助金交付をすることについて検討が望まれる。

《補足》

私立高校では、学校方針による1人1台タブレット端末について個人所有としている高校もある。タブレット端末の耐用年数が4年程度であり、中高一貫の学校の場合には、高校の卒業までに買い替えが生じることになる。経済的負担も

小さくないことから、新規購入や買替購入時に少なくとも保護者が一定の所得以下の場合には、補助金が活用できるよう施策の検討が望まれる。

<b>指摘</b> 5-5	<b>日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員制度について</b>
<b>勸奨事項</b>	ICT支援員に係る補助金交付制度が、学校現場が新年度のICT授業に向けた準備で特に繁忙となる年度を跨ぐ時期においてもスムーズに活用できるのか、全国的に不足気味であるICT技術者の確保のための補助金額が妥当なのか、実態を踏まえた検証が望まれる。

《補足》

私立高等学校を訪問して、現場の声を聞くことができた。ICT授業に必要な機器に関するアカウント設定等が年度の切り替え時である年度末や年度当初に、かなり集中するということであった。

当該学校では、上記の処理を通常の授業を担当する先生が実施しており、かなりの繁忙感と負担感があるとのことであった。当該事情に対する県による支援として、ICT支援員に係る補助金交付制度があるが、当該支援は年度当初から活用することができる制度となっているのであろうか。例えば、当該支援制度は学校側の準備期間も考慮した新たな年度が始まる数カ月前に制度設計を固め、適切な時期に周知されているのだろうか。また、年度初めに発生した経費に対しても補助の対象としているのだろうか。

また、ICT技術者の人材確保のための補助金額の観点においては適切な支援となっているのであろうか。まず、人材確保の観点でICT技術者は都市部が多いが、地方ではかなり絞られ、求人が難しくなっているのではないか。学校単独の求人ツールとしては、理系大学、ハローワークや機器納入メーカーに話を持ちかける程度しかなく、学校単独でICT支援員として相応しいICT技術者を確保することはかなり難しい実態があるのではないか。ICT支援員を必要とする学校への配置がスムーズとなるよう県は支援してほしい。

そして、補助金額であるが、適切な金額レベルとなっているのであろうか。学校が要望するICT支援員としてのICT技術者の経歴と、県の補助金の対象経費を検討する担当者が描くICT技術者の経歴に格差があることによって、学校が期待するICT技術者の確保が見込めない低額な補助金交付制度となっていないだろうか。県は、現場の声をしっかり聞き取り、施策に反映してほしい。

指摘 5-6	iPadの購入費用の負担
勸奨事項	<p>ある学校法人では、平成30年度から県立学校より先んじてICTを利用した教育を実施している。GIGAスクール構想が導入される前からICT教育を実施していることもあり、端末にかかるコストは生徒負担となっている。GIGAスクール構想導入前に購入した分は仕方がないが、導入後においても生徒負担となっていることは平等ではない。県立学校が無償貸与している状況を鑑みれば、私立学校の生徒に対しても端末の購入費用を行政が補助することも検討の余地があると考えらる。</p>

